

議第64号

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部
を改正する条例

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 団員の種類ごとの定員は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定
めるとおりとする。

(1) 基本団員 4,520人

(2) 機能別団員 450人

第2条を第2条の2とし，第1条の次に次の1条を加える。

(団員の種類)

第2条 団員の種類は，次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員 次号の機能別団員以外の団員をいう。

(2) 機能別団員 特定の消防事務に従事する団員をいう。

第7条を次のように改める。

(報酬)

第7条 消防団員の報酬は，年額報酬，出動報酬及び機関報酬とする。

2 消防団員に対しては，次の各号に掲げる消防団員の種類に応じ，当該各

号に掲げる額の年額報酬を支給する。

(1) 基本団員 次に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 団長 82,500円

イ 副団長 69,000円

ウ 分団長 50,500円

エ 副分団長 45,500円

オ 部長及び班長 37,000円

カ 団員 36,500円

(2) 機能別団員 9,000円

3 災害、警戒、訓練等の職務に従事した消防団員に対しては、1回8,000円を超えない範囲内において出動報酬を支給する。

4 動力消防ポンプの保管、整備及び運用を担当する消防団員（基本団員に限る。）に対しては、月額300円を超えない範囲内において機関報酬を支給する。

5 前3項の報酬の支給の方法は、別に定める。

第7条の次に次の1条を加える。

(報酬からの控除金)

第7条の2 次に掲げるものについては、年額報酬を支給する際、その報酬から控除することができる。

(1) 京都市消防団協会の会費

(2) 消防団員等福祉共済掛金

第8条第1項中「として次に掲げる手当を支給する」を「を支給することができる」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「手当」を「費用弁償」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の種類を設けるとともに、報酬の額を当該種類に応じたものとする等の必要があるので提案する。